| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は意見・指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 見解・対応 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　監査の結果及び意見 |
| 第３款　大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について |
| 第２．子ども家庭センター職員の勤務負荷改善の必要性 |
| ４．指摘【福祉部】 | 大阪府は、人員の抜本的な増員や職員配置の再構築など、子ども家庭センター虐待対応課職員の勤務負荷軽減措置について、可及的速やかに実行すべきである。併せて、業務のＩＴ化や民間活用、市町村との業務の役割分担（重篤事案に子ども家庭センターが集中し、必ずしも重篤とは言えない事案について、市町村の児童福祉部門が担当するという役割分担）等による、子ども家庭センターの業務遂行自体の合理化を検討し、推進されたい。（指摘事項２）(1)　現在、人員増員に当たっては、増員時点の各子ども家庭センターにおける状況（通告件数、虐待相談件数、職員の勤務時間数等）を斟酌して、優先的に人員を増員すべき子ども家庭センターに職員を配置しているとのことである。現に、虐待対応課の職員数についても平成20年度から平成27年度にかけて合計35名（児童福祉司32名、児童心理司３名）、定員を増員している。それでも、児童虐待相談対応件数が顕著な増加傾向にある上（大阪府（政令指定都市である大阪市と堺市を除く。）は平成20年度に2955件だったが、平成25年度には6509件になっている）、子ども家庭センターの虐待対応課職員について、１年間360時間という時間外勤務時間数の制限を超過する者が多数存在し、その中には公務災害水準（労働者災害補償の認定水準）の長時間労働が生じている状態（大阪府の安全配慮義務違反・健康配慮義務違反が問われかねない長時間労働）にある者もいることに鑑みても、依然として必要十分な人員が確保されているものとはいえない。当該職員の健康への配慮という観点でも、また、疲労の蓄積による職務遂行効率の低下を回避するという観点でも、子ども家庭センターの虐待対応課職員の勤務負荷を軽減する措置を可及的速やかに実施しなければならない。①月１回の定時退庁の推進、②出張からの直帰の推奨、③子ども家庭センター内での課長会における情報発信等の子ども家庭センター内における勤務負荷軽減のための取組について限界があることは前述のとおりであるから、現時点でできる措置としては、指摘1で述べたような労働時間管理を徹底する体制を構築して時間外労働の縮減に一層努めると共に、職員配置の再構築や人員の抜本的な増員による職員の勤務負荷の軽減を引き続き推進しなければならないものと思料する。なお、児童虐待の通告件数が増大していることに鑑みれば、基本的に個別のケースを主体的に抱える地域担当の虐待対応課職員について増員が必要であるといえるが、スーパーバイズ（指導等）を行う職員にも負担が集中する現状に鑑みれば、このような職員についても増員の需要があることに留意する必要がある。また、定数につき、児童福祉法施行令が人口を基準としており虐待相談対応件数とは相関しないことも、必要な人員配置の障壁となっているものと考えられ、この点については、大阪府として国に対する基準の見直し等も引き続き提言していく必要があるものと考えられる。(2)　もっとも、財源にも制限があり際限なく人員を増員できるわけではないから、中長期的には、子ども家庭センターの体制整備について、人員の増員のみならず、現状の業務遂行手法の抜本的な見直し（ＩＴ化の推進や民間活用、児童虐待対応における広域自治体と基礎自治体との連携（役割分担・棲み分け）等）を含めた対応が必要になるものと考えられる。ところが、このような業務遂行の合理化に向けた財源等は、現状、特に措置されているわけではない。大阪府において、現状、虐待防止施策にどの程度の財源が充てられているのか（虐待防止施策に充てられている財源が、大阪府全体の支出のうち、どの程度を占めるのか）不分明であることは【意見１】で述べたとおりであるが、虐待防止施策が住民福祉にかなう水準を維持できるようにするという観点（地方自治法第２条第14項）からも、虐待防止施策遂行の合理性という観点（地方自治法第２条第14項、第15項）からも、大阪府の財政に占める虐待防止施策の現状を把握できる仕組みを構築するとともに（前掲【意見１】）、中長期的な視点に基づく子ども家庭センターの体制強化（ＩＴ化や民間活用、市町村との役割分担等）についても、必要十分な財源が充てられているのか否か検証の上、業務遂行の合理化に努められたい。 | 増加する虐待事案に適切に対応するため、これまでも増員等による体制強化を図ってきたが、平成28年度においては以下の取組を実施し、業務効率化と職員の勤務負担軽減を図った。①　子ども家庭センターに、インテーク担当ワーカー10名及びインテーク担当心理職５名を増員配置し、初期アセスメントを強化する相談体制に再構築した。・増加する虐待相談について適切に調査・初期対応ができるようインテーク担当を配置・虐待以外の相談（非行相談等）に潜在している虐待リスクを早期発見し未然防止・初期の心理アセスメントにより、心理的虐待の重篤化を防止②　虐待対応における軽度事案の安全確認業務の一部を民間委託・専門性のある民間団体との連携（委託）により、センターのマンパワーを重篤事案に集中・特化・平成28年度は、虐待通告事案の約６割を占める軽度事案について、中央子ども家庭センターにおける試行実施により、課題を整理するとともに、委託センターや対象事案の拡大に取り組んだ。平成28年度の取組を踏まえて、平成29年度からは、同センターだけではなく、府内６か所の全子ども家庭センターにて委託を開始した。③　更なる業務の効率化に向けた取組を実施「子ども家庭センター業務効率化ワーキングチーム」を立ち上げ、以下の点について効率化を実施した。・全ての相談種別における受付から対応までの事務手続を精査し、各課の事務分担を見直した。・ＩＣＴ（情報通信技術）活用により効率化できる業務を精査し、タブレットの導入及び「児童相談ＩＴナビシステム」の改修を平成29年度に実施することとした。・ＰＣカメラやワイヤレスマイクを購入し、移動時間や記録作成時間の縮減を実施した。④　法的対応体制の強化を実施　・行政不服審査請求や家裁送致など法的な対応を強化するために、平成29年度から弁護士が定期的に子ども家庭センターに来所し、相談できる体制を構築した。⑤　市町村との役割分担を実施　・昨年公布された改正児童福祉法を踏まえた役割分担になるよう、府内市町村児童福祉主管課長会議や府内市町村の個別訪問を実施し、府と市町村との役割分担について周知徹底を図った。・大阪府新子育て支援交付金制度を活用し、市町村の相談体制を強化した。 | 措置 |